

## 学校いじめ防止基本方針【要約版】

### 1 いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす、決して許されない行為である。しかしながら、どの生徒にもいじめの被害者にも加害者にもなり得ることから、学校、家庭、地域がチームを組み、一過性ではなく、継続して未然防止、早期発見、早期対応に取り組むことが重要である。いじめ問題にあたっては、校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的な取組を進める必要がある。とりわけ、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む未然防止の活動は、教育活動のあり方と密接に関わっており、すべての教職員が日々実践することが求められる。何より学校は、生徒が安心・安全に生活できる場であってはならない。生徒一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいくべきである。そうした中で、生徒の自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

### 2 校内いじめ対策委員会の設置

いじめ問題にあたっては、校長のリーダーシップのもと、全教職員が「いじめを根絶する」という強い意志をもち、学校全体で組織的なチーム支援を行う。そのために、未然防止を念頭において、早期発見・早期対応はもちろんのこと、いじめを生まない土壌を形成するための予防的な取組を、あらゆる教育活動において展開していく。いじめ問題への組織的な取組を推進するため、いじめ問題に特化した機動的な「いじめ対策委員会」を設置し、このチームを中心として、教職員全員で共通理解を図りながら、学校全体で総合的ないじめ対策を行っていく。また、組織が有効に機能しているかについて、定期的に点検・評価を行い、生徒の状況や地域の実態に応じた取組を展開する。いじめ対策委員は、校長、教頭、教務主任、校務主任、学年主任、生徒指導主事、養護教諭、担任等で構成し、必要に応じて、スクールカウンセラー等を加える。なお、メンバーは実態等に応じて柔軟に対応する。

### 3 いじめの防止等に関する具体的な取組

#### (1) いじめの未然防止の取組

いじめ問題において、「いじめが起こらない学級・学校づくり」等、未然防止に取り組むことが最重要である。そのために、「いじめは、どの学級（集団）にも起こり得る」という認識をすべての教職員がもち、好ましい人間関係を築く中で、豊かな心を育てる「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む必要がある。生徒・保護者の意識や背景、地域・学校の特性等を把握したうえで、年間を見通した予防的、開発的な取組を計画・実施していく。

- ① 生徒や学級の様子を知る
- ② 互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくり
- ③ 命や人権を尊重し豊かな心を育てる
- ④ 情報モラル教育を推進
- ⑤ 保護者や地域の方への働きかけ

## (2) いじめの早期発見の取組

いじめは、早期に発見することが、早期の解決につながる。よって教職員は、日頃から生徒との信頼関係の構築に努めていく。加えていじめは、教職員や大人が気付きにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が生徒の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力の向上に努める。また、生徒に関わるすべての教職員の間で情報を共有し、保護者とも連携して正確な情報を収集していく。

## (3) いじめに対する措置

いじめの兆候（疑い）を発見した時は、問題を軽視することなく、早期に「校内いじめ対策委員会」を開催する。当該いじめに関わる情報をチームで共有し、適切な対応のための基盤を作る。いじめで苦しむ生徒の苦痛を取り除くことを最優先に指導を行い、解決に向けて組織的に対応する。また、いじめの再発を防止するため、日常的に取り組む実践計画を立て、継続的に見守っていく。

## (4) ネット上のいじめへの対応

インターネットの特殊性による危険を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努める。未然防止策として、生徒手帳に記載してある「利用上の注意」の意図、また、生徒のパソコンや携帯電話、スマートフォン等を第一義的に管理する保護者と連携した取組を行う。早期発見には、メールを見たときの表情の変化や携帯電話等の使い方の変化等、被害を受けている生徒が発するサインを見逃さないよう、保護者との連携を密にする。「ネット上のいじめ」を発見した場合は、書き込みや画像の保存や端末を学校が預かるなど、証拠の保存等、迅速な対応を図るとともに、人権侵害や犯罪、法律違反など、触法行為によっては、警察等の専門的な機関と連携して対応していく。

## 4 重大事態への対応

- (1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし、「重大事態対応フロー図」(P.3)に基づいて対応する。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「校内いじめ対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。
- (3) 調査結果については、被害生徒、保護者に対して適切に情報を提供する。

## 5 学校の取組に対する検証・見直し

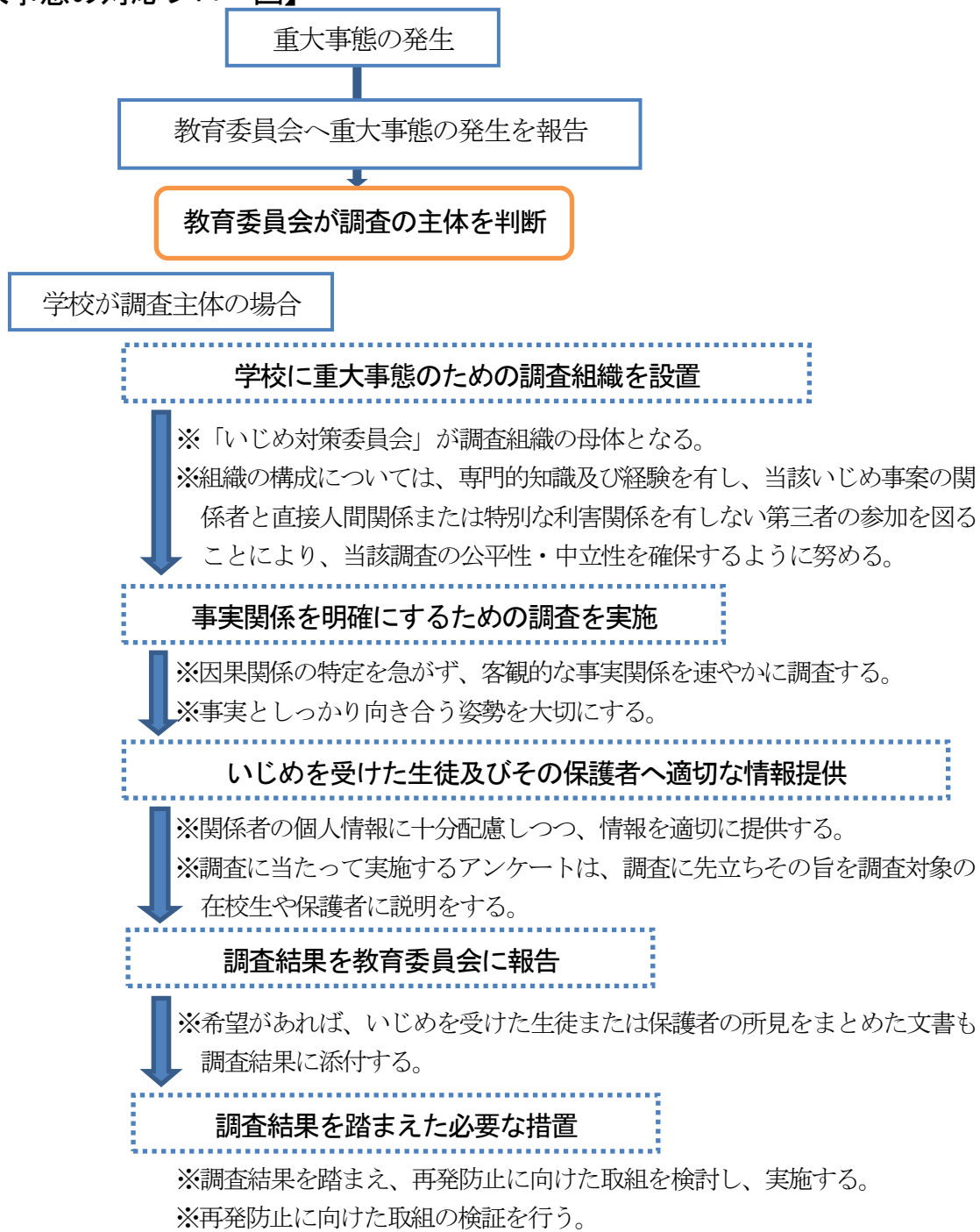
- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、PDCAサイクル（Plan→Do→Check→Action）で見直し、実効性のある取組とする。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び保護者への学校評価アンケートを実施し、いじめ・不登校対策委員会がいじめに関する取組の検証を行う。

## 6 その他

- (1) いじめ防止に関する校内研修を計画（学校評価アンケート後）し、生徒理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。
- (2) 「学校いじめ基本方針」は4月に保護者へ文書で配付して周知するとともに、ホームページに掲載する。

- (3) 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。
- (4) 学校評価の評価項目の中に、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組等の実施状況について位置付けるとともに、学校評価において目標の達成状況を評価し、その評価結果を踏まえて、学校におけるいじめ防止等の取組の改善を図る。

### 【重大事態の対応フロー図】



### ＜令和5年度の取り組みの振り返り＞

「心のアンケート」および「生活アンケート」から、いじめの報告が15件あった。報告のあった多くの学級では、個人面談による聞き取りからの確認に加え、個に応じた対応により、事案を解消することができた。また、「わたしの歩み」の活用や、日々の個の見取りから、必要に応じて面談を行ったほか、保護者と連携した生徒指導・生徒支援により、未然防止を図ることができた。

### ＜令和6年度の課題および方策＞

#### ○課題

- ・生徒に寄り添う姿勢を最優先とし、教師の思いや考えを伝えるのではなく、生徒の思いや考えを十分に聞き取り、気持ちを汲み取ることを大切にする。
- ・未然防止の取組として、「わたしの歩み」の活用だけでなく、生徒間の普段の会話や関わり方、また部活動などの訴えを把握する。

#### ○方策

- ・全職員に「生徒指導提要」の改訂内容の共通理解を図り、積極的な生徒指導体制づくりに努める。
- ・生徒指導と教育相談が一体となったチーム支援を行うために、SCとの連携を図り、生徒、保護者との信頼関係の強化を図る。
- ・「生活アンケート」と「心のアンケート」を確実に実施し、生徒の様子を把握するとともに、生徒の小さな変化を見逃さずに、この支援を図ることで未然防止に努める。また、各担任が確認した内容を集約し、記録として確実に残していく。
- ・「学校いじめ防止基本方針」のについて、生徒への対応を最優先とした柔軟な見直しをする。

<参考資料 取組の年間計画>

	いじめ・長期欠席対策委員会	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携	
4月		○「学校いじめ基本方針」の内容確認 ○サポート委員会	○生徒・保護者へ、個別相談やSCの周知 ○学級開き、学年開き ○保健教育（心と体の成長） ○生徒集会	○生徒・保護者へ、いじめ相談窓口の周知 ○身体測定	○PTA総会・学年保護者会・HPでの「学校いじめ基本方針」の説明 ○学区補導・情報交換
5月		○サポート委員会	○生徒集会 ○誠心の会（1年）	心のアンケート	○部活動懇談会 ○学区補導・情報交換
6月		○サポート委員会 ○現職研修①	○生徒集会 ○情報モラル教室	○WEBQUの実施→検証 ○「生活（いじめ）アンケート」	○健全育成協議会
7月		○サポート委員会	○生徒集会	○担任との個人面談 心のアンケート	○個別懇談会 ○学区補導・情報交換
8月		○サポート委員会 ○現職研修②			○学区補導・情報交換
9月		○サポート委員会	○生徒集会 ○修学旅行（3年） ○職場体験学習（2年）	○身体測定 心のアンケート	○学区補導・情報交換
10月		○サポート委員会	○生徒集会 ○学校保健委員会	心のアンケート	○学区補導・情報交換
11月		○サポート委員会	○生徒集会 ○合唱コンクール ○性教育講座（3年）	○「生活（いじめ）アンケート」	○学区補導・情報交換
12月		○サポート委員会	○生徒集会 ○性教育講座（1・2年） ○人権週間（講話・道徳授業） ○薬物乱用防止教室（1・2年）	心のアンケート ○担任との個人面談	○個別懇談 ○学区補導・情報交換
1月		○サポート委員会	○生徒集会	○身体測定 心のアンケート	○学区補導・情報交換
2月		○サポート委員会 ○現職研修③	○生徒集会 ○立志の式（2年）	○WEBQUの実施→検証 心のアンケート ○「生活（いじめアンケート）」（1・2年） ※月末配付	○保護者への学校評価アンケート ○健全育成協議会
3月		○サポート委員会	○生徒集会 ○卒業を祝う会	○担任との個人面談（1・2年）	○学区補導・情報交換
通年	○校内のいじめに関する情報の収集 ○対応策の検討 ○ケース会議	○全校集会における講話 ○道徳教育・体験活動の充実 ○分かる授業の充実	○健康観察の実施 ○SCによる相談 ○わたしの歩み *毎日確認		

※「役職・学年主任打合せ」は毎朝おこない、「学年生徒指導担当者会」は週に1回行う。

※「サポート委員会」は、「いじめ長期欠席情報交換会」を含む。

注：Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Action（改善）

★いじめが発生した場合の対応については、関係する職員で共通理解を図りながら対応していく。

引用 令和2年10月16日 岡崎市いじめ問題対策委員会  
「平成30年度に岡崎市内の公立中学校で発生した  
いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する調査に係る報告書」76ページ